

日本呼吸器学会中国・四国支部/日本肺癌学会中国・四国支部申し合わせ

以下は、効率的な日本呼吸器学会中国・四国地方会、日本肺癌学会中国・四国支部会合同開催(以下、合同地方会)のために申し合わせる。

1. 合同地方会は年1回同一の地区で開催する。
2. 合同地方会開催時に両学会支部合同幹事会及び合同代議員・評議員会を開催し、支部運営、合同地方会運営等について討議する。
3. 合同幹事会は、両学会支部の支部長、会長、次期会長、幹事、監事をもって構成する。
4. 両支部幹事は、任期、地方会の予定などを考慮し、各県大学病院ならびに基幹病院からの4名(呼吸器学会2名、肺癌学会2名)とし、少なくとも2名以上が幹事会に出席する。
5. 地方会会長は、各学会代議員・評議員を中心に選任し、合同幹事会で合議の上、合同代議員・評議員会に諮り両支部長が委嘱する。
6. 合同地方会の会長(以下会長)は連携して以下のことを行う。
 - (1) 合同地方会の主催
 - (2) 合同幹事会、合同代議員・評議員会の会場設定
 - (3) 運営費会計処理(報告書は各支部所定の様式で作成する)
 - (4) 学会運営業者等への委託については一括しておこなう。
7. 支部代議員・評議員は各学会代議員・評議員が会期1ヶ月前までに支部長に推薦し、合同代議員・評議員会で承認を受ける。推薦に際しては、各学会支部所定の様式で推薦する。
8. 支部代議員・評議員の定年は満65歳とする。
9. 支部代議員・評議員のうち以下の者は資格を失う。
 - (1) 日本呼吸器学会あるいは日本肺癌学会を退会もしくは除名になった者
 - (2) 他支部へ異動した者
 - (3) 支部代議員・評議員会に正当な理由なく引き続き3年以上にわたって出席しない者(委任状の未提出あるいは支部へ連絡がない場合も含む)

附則1. 本会則は、2020年8月5日より実施する。